	⑺　作業装置安全ピン及び安全リンク	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　表示板 ⑼　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑽　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑾　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑿　給油脂	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.5.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第３　掘削用機械

3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
3.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.2 走行装置	⑴　起動輪及び遊動輪 ⑵　上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー） ⑶　履帯（別名クローラベルト） ⑷　ゴム履帯 ⑸　履帯調整装置 ⑹　走行減速機	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.3 制動装置	駐車ブレーキ	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.1.4 作業装置	⑴　ブーム、アーム、バケット及びリンク	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　ブーム等を作動させ、各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けピン及びブシュの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	③　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		④　ピンシールの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
		⑤　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　ツース	脱落、がた及び摩耗の有無を調べる。	脱落、がた及び著しい摩耗がないこと。
	⑶　ブレード（別名排土板）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　作動させて各連結部のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　フック	①　変形及び摩耗の有無を調べる。	①　変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付け部の亀裂の有無を調べる。	②　亀裂がないこと。
		③　ワイヤロープ外れ止めの機能の適否及び損傷の有無を調べる。	③　正常に作動し、損傷がないこと。
3.1.5 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	